

畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱

令和5年3月30日付け4農畜機第7258号
一部改正 令和6年2月5日付け5農畜機第7097号

自然災害や悪性の家畜伝染病の発生、感染症の爆発的な拡大（パンデミック）等により多数の畜産農家や家畜市場等が被害を受け、広域的に生産・流通基盤が棄損すれば地域経済に深刻な被害を及ぼす恐れがある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構は、自然災害等により被害を受けた畜産農家等の経営継続・再開のための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の畜産生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び畜産産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体、事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施及び補助金交付の手続等については、事業の種目ごとに次に定めるとおりとする。

1 畜産経営災害総合対策緊急支援事業等

(1) 畜産経営災害総合対策緊急支援事業

我が国における豪雨、大雪、台風、地震等の各種自然災害等により、畜産農家の経営に対して大きな影響を及ぼす被害が発生した際に、政府の方針と協調し、被災した畜産農家の経営継続・経営再開のための取組を支援する。この事業の実施主体及び内容等は次のアからオまでのとおりとし、対象災害、対象となる事業の内容及び事業対象期間は、別表1のとおりとする。

ア 酪農経営災害緊急支援対策事業

別添1の1のとおり。

イ 肉用牛経営災害緊急支援対策事業

別添1の2のとおり。

- ウ 養豚経営災害緊急支援対策事業
別添1の3のとおり。
 - エ 家きん経営災害緊急支援対策事業
別添1の4のとおり。
 - オ 粗飼料確保緊急対策事業
別添1の5のとおり。
- (2) 畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業
- 巨大地震等の災害による大規模な停電が発生した場合においても、畜産物処理加工施設の安定的な稼動が可能となる体制の構築を図るため、乳業施設及び食肉処理施設における非常用電源設備整備を支援する。この実施主体及び内容等は次のア及びイのとおりとする。
- ア 乳業工場非常用電源緊急整備事業
別添2の1のとおり。
 - イ 食肉処理施設非常用電源緊急整備事業
別添2の2のとおり。
- (3) 発生畜産農場等経営継続対策事業
- 畜産農家の業務継続に影響を与える過去に例のないような人の感染症が畜産農場の経営者等に確認された場合に、政府の方針と協調し、畜産農家等における経営の継続を支援する。この事業の実施主体及び内容等は次のアからオまでのとおりとし、対象感染症は、別表2のとおりとする。
- ア 発生農場酪農経営継続支援対策事業
別添3の1のとおり。
 - イ 発生農場肉用牛経営継続支援対策事業
別添3の2のとおり。
 - ウ 発生農場養豚経営継続支援対策事業
別添3の3のとおり。
 - エ 発生農場家きん経営継続支援対策事業
別添3の4のとおり。
 - オ 発生飼料生産組織機能継続支援対策事業
別添3の5のとおり。
- (4) 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業
- 家畜市場の業務継続に影響を与える過去に例がないような人の感染症が確認され、市場の流通機能の麻痺等が生じた又は生じる恐れがある場合に、政府の方針と協調し、やむを得ず行う肉用子牛の出荷調整を支援する。この事業の実施主体及び内容等は別添4のとおりとし、対象感染症は、別表3のとおりとする。

2 家畜防疫互助基金支援事業

家畜の伝染病のうち、我が国の畜産経営に極めて重大な影響を及ぼす口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合に備え、発生農場が経営再開までに必要な経費等を生産者が相互に支援することにより、防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促すため、家畜疾病発生に伴い家畜の殺処分等を行った畜産経営体を支援するための互助金の交付を行う。この事業の実施主体及び内容等は別添5のとおりとする。

第2 その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度に終了した以下の事業については、なお従前の例によるものとする。
 - (1) 畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱（平成31年3月29日付け30農畜機第7758号）
 - (2) 畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業実施要綱（平成31年2月21日付け30農畜機第6501号）
 - (3) 発生畜産農場等経営継続対策事業実施要綱（令和2年4月17日付け2農畜機第403号）
 - (4) 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実施要綱（令和4年4月10日付け2農畜機第262号）
- 3 本要綱の施行により、家畜防疫互助基金支援事業実施要綱（平成24年3月29日付け23農畜機第5208号）は、廃止する。
- 4 前項の規定による廃止前の家畜防疫互助基金支援事業実施要綱の規定によりされた業務は、別添5の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（令和6年2月5日付け5農畜機第7097号）

- 1 この要綱の改正は、令和6年2月5日から施行し、令和6年1月1日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の令和6年能登半島地震に係る別表1に掲げる対象事業について、令和6年1月1日から補助金の交付決定までの間に着工又は着手

をする場合の当該着工又は着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）13の規定にかかわらず、別添1の1別紙様式第1号、別添1の2別紙様式第1号、別添1の3別紙様式第1号、別添1の4別紙様式第1号又は別添1の5別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

別表 1

対象災害	対象となる事業の内容	事業対象期間
令和6年能登半島地震	酪農経営災害緊急支援対策事業 別添1の1の第2の1の(1)から(7)までの取組	令和6年1月1日から令和6年3月31日まで
	肉用牛経営災害緊急支援対策事業 別添1の2の第2の1の(1)から(6)までの取組	
	養豚経営災害緊急支援対策事業 別添1の3の第2の1の(1)から(6)までの取組	
	家きん経営災害緊急支援対策事業 別添1の4の第2の1の(1)及び(2)の取組	
	粗飼料確保緊急対策事業 別添1の5の第3の1及び2の取組	

別表 2

対象感染症（発生畜産農場等経営継続対策事業）
対象なし

別表 3

対象感染症（肉用子牛流通円滑化緊急対策事業）
対象なし